

# 利子補給金の申請について(ご案内)

みどり市では、中小企業者の経営安定を図るために必要な事業資金について、支払利子の一部を補給することにより、地域産業の活性化を支援しています。

利子補給金を申請する方は、下記期間内に商工会までお越してください。

○申請日 令和5年 **1月5日(木)・6日(金)・10日(火)**

**午前9時から午後4時まで** 正午から午後1時は休憩時間となります。

○申請場所 **みどり市商工会館 本所(1階 役員室)**  
**東支所**

**※東支所は1月6日(金)のみの受付となります。**

**※申請期間を厳守してください。期間内に申請が無い場合には、今回の利子補給金は支給されませんので十分ご注意ください!**

## 申請に必要なもの・・・必ずご用意ください!

- ①申請書・・・「**利子補給金交付申請書**」(用紙は商工会にあります。)
- ②同意書・・・「**お客様の情報の利用に関する同意書**」(用紙は商工会にあります。)  
※同意書を提出いただけない場合は受け付けできません。
- ③印鑑・・・**個人は個人印、法人は代表者印**
- ④預金通帳・・・申請者名義の口座へ振り込みます。
- ⑤返済明細書・・・金融機関から発行されたもの
- ⑥納税証明書・・・「**未納税額の無いことの証明書**」  
(大間々庁舎・東庁舎 市民生活課にて1通300円で発行しています。)  
※申請期間(1/5~1/10)に発行されたものに限り有効です。
- ⑦申請手数料・・・会員事業所は申請件数に関わらず、1事業所につき1,100円  
(会員外は申請1件につき3,300円)

- ※ 必要書類がすべて揃わない場合は、受け付けできませんのでご注意ください。
- ※ 申請された方は、商工会で一括して「利子支払証明書」を請求しますので、個別に金融機関から発行していただく必要はありません。
- ※ みどり市商工会での受け付けは、当会会員及び大間々町・東町の方が対象です。
- ※ 商工会にお越しになる際には**マスクを着用**していただくとともに、受付時に**健康状態申告書**に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

**《裏面も必ずご確認ください》**

## 【みどり市利子補給制度】

### 1. 申請ができる方

☆個人……みどり市内に住所かつ事業所がある中小企業者

☆法人……みどり市内に事業所がある中小企業者

☆市税を完納している者

市税・・・市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

※申請時は、みどり市で発行する「未納税額のないことの証明書」(令和5年1月5日～10日発行のものに限り有効)を必ず提出してください。

### 2. 対象となる資金

☆日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)、商工組合中央金庫から融資された資金

☆銀行、信用金庫、信用組合から融資された国・県・市の制度資金

☆商工貯蓄共済融資あっせん制度により融資された資金

※各金融機関から直接の融資資金(プロパー融資)は対象となりません。

※新型コロナウイルスの影響による売上減少者を対象とする「特別利子補給」を受けた融資口は本補給金の対象となりません。

### 3. 補給される期間

☆対象資金の貸付期間(償還まで)

### 4. 補給される金額

☆令和4年1月1日～令和4年12月31日までの1年間に支払った利息に対して、次の式で計算された金額

$$\boxed{\text{支払利子額(1年分合計)}} \times \boxed{\text{補給率}} = \boxed{\text{利子補給金}}$$

※補給率は予算の範囲内で20%以内です。計算された利子補給金は1,000円未満切り捨てとなりますので、支払利子額が5,000円に満たない場合、補給金はゼロとなります。

※同一事業者が複数利子補給を申請する場合、利子補給金の合計が45万円を超えるときは、45万円が限度となります。

《お問い合わせ先》

みどり市商工会(本所 TEL 73-6611・支所 TEL 97-2201)